

# 医学科 2020年度 前後半期一括・前半期分 授業料免除申請について

2020年度 前後半期一括・前半期分の授業料免除を希望する方は、下記の要領により申請してください。

※下記は、従来の授業料免除制度（「高等教育の修学支援新制度」導入に係る経過措置対象者の免除も含む）の申請日程です。2020年度学部新入生は、「高等教育の修学支援新制度」による手続きを行ってください。（激甚災害により被災された学部新入生で、新制度において満額支援以外の場合は、本制度における手続きも必要となります。）

## ■ 免除対象者（次のいずれかに該当する方）

- 1 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者
- 2 2019年4月以降に、学生の学資を主として負担している者が死亡したため、又は学生もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたため、授業料の納入が著しく困難であると認められる者

## ■ 申請書類の入手方法

各自で岡山大学HPからダウンロードしてください。（窓口での配布はしません。）

トップページ → 学生生活 → 授業料・学費支援・保険の「入学科・授業料免除」

URL=[http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/seikatu\\_a1.html](http://www.okayama-u.ac.jp/tp/life/seikatu_a1.html)



	在 学 生	2020年4月の新入生
受付日時・場所	<p><b>3/16 (月) ~ 3/24 (火)</b> *土・日曜日、祝日は受付をしません。 <b>受付時間</b> 午前：9時00分～12時00分 午後：13時00分～16時30分</p> <p><b>受付場所</b> ■鹿田キャンパス 管理棟1階 学務課教務グループ医学科担当窓口 ■津島キャンパス 一般教育棟A棟1階 Waku<sup>2</sup>スクエアプレゼンテーションルーム</p> <p><b>【事前受付】</b> 早めに書類を提出できる方、受付期間に都合の悪い方は<b>2/4~2/20</b>の期間に<b>医学科教務窓口</b>で受付をします。（土・日・祝日を除く。受付時間は同上）</p> <p>津島キャンパスでも申請できますが、医学科生の指定日はないので、必ず、学務部学生支援課へ事前連絡をしてから行くようにしてください。</p> <p><b>※受付期間の最終日は申請者が多くなり、待ち時間が非常に長くなります。出来るだけ、事前受付期間中の早い時期に提出してください。</b></p>	<p>対象者：激甚災害により被災された方に限る。 ※修学支援新制度支援対象の方は新制度による手続きも必要です。</p> <p><b>4/7 (火) ~ 4/8 (水)</b> <b>受付時間</b> 午前：9時00分～12時00分 午後：13時00分～16時30分</p> <p><b>受付場所</b> ■鹿田キャンパス 管理棟1階 学務課教務グループ医学科担当窓口 ■津島キャンパス 一般教育棟A棟2階 学生支援課⑦番窓口</p> <p>○該当の受付期間に持参できない場合は、事前に受付をしますのであらかじめご連絡ください。 ○入学科免除（徴収猶予）も申請する方：入学科免除（徴収猶予）申請と同時に（入学手続時）に授業料免除も申請してください。</p>
	<p><b>受付期限・受付時間を過ぎた場合は受付できません。</b> 受付期限 在学学生：3月24日 新入生（被災された方）：4月8日 （急病等により受付期間中に持参できない場合は、必ず<b>受付期間内</b>に医学科教務担当（086-235-7020）に連絡してください。）</p> <p>授業料免除は、前半期、後半期別に申請する必要がありますが、一定の条件を満たしている場合のみ前後半期一括申請を認めます。</p>	

	月	火	水	木	金
2月					2/21 受付しません
	<p>■ 事前受付期間 <b>2月4日 ~ 2月20日</b> 随時受付します。（土・日・祝日を除く） <b>受付時間 9:00 ~ 12:00, 13:00 ~ 16:30</b></p>				
	2/24 (振替休日)	2/25	2/26 受付しません	2/27	2/28
3月	3/2	3/3	3/4	3/5	3/6
	3/9	3/10	3/11 受付しません	3/12	3/13
	3/16	3/17	3/18	3/19	3/20 (祝日) 受付しません
	3/23	3/24	3/25 (学位記等授与式)	3/26	3/27
4月	3/30	3/31	4/1	4/2	4/3
	4/6	4/7 受付しません	4/8	4/9	4/10

◀ 学部(激甚災害により被災された方のみ) ▶

【注意】2020年度学部新入生は、対象外となります。  
(激甚災害により被災された方を除く)授業料免除を希望する場合は、「高等教育の修学支援新制度」による手続きを行ってください。